

令和5年10月1日以降に認定申請されたセーフティネット保証4号
(新型コロナウイルス感染症に限る)に係る保証の取扱いについて

問1：中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に限る。以下「SN4号（コロナ）」という。）に係る保証について、今般、どのような運用改正となるのか。

答：令和5年10月1日以降の認定申請分[※]から、SN4号（コロナ）に係る保証については、その資金使途が借換資金に限定される（＝真水資金のみの取扱いを不可とするものであり、借換資金に真水資金を加えたものは可）。

※同日以降の認定申請分か否かは、認定申請書の右上に記載の年月日により判別する。

問2：認定申請書の様式は改正があるのか。

答：改正となる。

申請書類は、上越市ホームページに掲載。

問3：今般の運用改正により、真水資金のみの取扱いが不可とされたが、資金使途に、借換資金に加えて真水資金を含む場合には、不可の要件となる「真水資金のみ」ではないため、資金全体として取扱い可能という理解でよいのか。

答：そのとおり。

問4：借換資金に加えて真水資金を含む場合の真水資金の資金使途は、「運転資金」、「設備資金」の両方が対象となるのか。

答：対象となる。

次の4パターンが取扱い可能。

- ①借換資金のみ ②借換資金+運転資金
- ③借換資金+設備資金 ④借換資金+運転資金+設備資金

問5：取扱い変更後の認定申請書様式における「通常の様式（様式第4-①）」は、どのような場合に利用するのか。

答：セーフティネット保証制度（4号：突発的災害（自然災害等））の現在の指定案件（新型コロナウイルス感染症を除く）の認定申請時に使用する。

「新型コロナウイルス感染症」の発生に起因する認定申請については、通常の様式（様式第4-②）を使用する。

問 6：現在の 4 号指定案件は、「新型コロナウイルス感染症」以外に、どのような案件があるのか。

答：（令和 5 年 9 月 4 日現在）

令和 4 年台風第 15 号に伴う災害

令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による災害

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨による災害

令和 5 年台風第 6 号による災害

令和 5 年台風第 7 号に伴う災害

※直近の内容は、中小企業庁のホームページを参照すること。

問 7：令和 5 年 10 月 1 日以降の認定申請分から、資金使途が借換資金に限定されるとのことだが、同年 9 月末までに認定申請していれば、いかなる場合であっても改正後の運用は適用されないのか。

答：今般の運用改正は、令和 5 年 10 月 1 日以降の認定申請分から開始される。それ以前の同年 9 月末までに認定申請がされた場合であっても、保証協会への申込受付が同年 11 月 1 日以降となる場合には、改正後の運用が適用される。したがって、保証協会への申込受付が令和 5 年 11 月 1 日以降となる場合は、認定申請時期に関わらず、真水資金のみの取扱いは不可となる。

具体的には以下のとおり。

協会受付	認定申請日	～R5.9 末	R5.10～
	～R5.10 末	限定なし (従前どおり)	(※)
R5.11～	(※)	(※)	

(※) 対象資金：借換資金（真水のみは不可）
真水資金の使途の取扱いは問 4 記載のとおり

問 8：前問に記載のある「認定申請日」とは。

答：認定申請書の右上に記載されている日付。

問 9：5号認定の取扱いに変更はないのか。

答：5号認定は従来どおりであり、資金使途も借換資金に限定されず、真水のみ取扱いも可能。また、認定申請書の様式も変更ない。

問 10：認定書の有効期間とは。

答：認定の日を含めて30日間（土曜日、日曜日等にかかわらず）が認定書の有効期間となる。この期間に認定書を添えて、保証協会に保証の申込みを行うことが必要。

（例1）認定日が令和5年9月29日の場合

有効期間：令和5年9月29日から令和5年10月28日

（例2）認定日が令和5年10月10日の場合

有効期間：令和5年10月10日から令和5年11月8日

問 11：改正前の旧様式により認定を取得した場合でも、認定書の有効期間内であれば、当該認定は有効か。

答：有効。その場合でも、認定申請時期や保証申込受付時期によって資金使途が限定されることは、問7記載の表のとおり。